

## 社会福祉法人姫路文化福祉会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人姫路文化福祉会の役員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

### (理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が必要と認められる理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

### (理事及び評議員の報酬)

第4条 役員が前条以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。ただし、勤務時間外の用務についてはその限りではない。

### (報酬の上限)

第8条 報酬の上限はつぎのとおりとする。

(1) 評議員

各年度の総額が500,000円を超えない範囲

(2) 理事、監事

各年度の総額が500,000円を超えない範囲

(改 正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成17年2月28日より適用する

平成25年11月22日一部改定

平成29年4月1日一部改定

別表 1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	11,137円
評議員会出席報酬等	11,137円

別表 2

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬等	22,274円
監事監査指導報酬等	22,274円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬（1日）	その他
実 費	20,046円	16,705円	実 費